

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書	
令和7年6月24日	
宮 崎 県 知 事 殿	
提 出 者 〒880-1303	
住 所 東諸県郡綾町大字南俣字豆新開1800番5	
氏 名 雲海酒造株式会社 綾蔵 工場長本部憲一 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電 話 番 号 0985-77-2782	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事 業 場 の 名 称	雲海酒造株式会社 綾蔵
事 業 場 の 所 在 地	宮崎県東諸県郡綾町大字南俣字豆新開 1 8 0 0 番 5
計 画 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	酒類製造業
②事業の規模	課税移出数量 74,832 石
③従業員数	69 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	※別紙【産業廃棄物の一連の処理の工程】参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

※別紙【綾工場産業廃棄物管理体制図に示す】

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	※別紙【産業廃棄物の排出の抑制に関する事項】参照		
	産業廃棄物の種類		
	排出量		
	(これまでに実施した取組)		
②計画	※別紙【産業廃棄物の排出の抑制に関する事項】参照		
	産業廃棄物の種類		
	排出量		
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ガラスくず・廃プラスチック類・混合廃棄物
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 瓶詰工程で発生するガラスくず及び工程資材の梱包等 継続的に分別し再生利用する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃酸（焼酎粕）	汚泥類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	24,026 t	5,662 t
	（これまでに実施した取組） 焼酎粕については飼料化、汚泥類については肥料化している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃酸（焼酎粕）	汚泥類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	25,000 t	6,000 t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き飼料化、肥料化を実施する。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃酸（焼酎粕）	汚泥類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	15,137 t	4,586 t
②計画	（これまでに実施した取組） 焼酎粕については飼料化、汚泥については肥料化している。		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃酸（焼酎粕）	汚泥類
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		
②計画	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	15,750 t	4,860 t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き飼料化、肥料化を実施する。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量		
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量		
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	※別紙【産業廃棄物の処理の委託に関する事項】参照		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量		
	優良認定処理業者への 処理委託量		
	再生利用業者への 処理委託量		
	認定熱回収業者への 処理委託量		
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		
	(これまでに実施した取組)		

(第5面)

②計画	※別紙【産業廃棄物の処理の委託に関する事項】参照		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量		
	優良認定処理業者への 処理委託量		
	再生利用業者への 処理委託量		
	認定熱回収業者への 処理委託量		
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者
b それぞれの欄に記入すべき事項の全量を記入することかじさばいときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【綾葦産業廃棄物管理体制図】

管 理 組 織	役 職	氏 名	備 考
統 括 責 任 者	工 場 長	本 部 憲 一	
廃 棄 物 担 当	総 務 課 係 長	兒 玉 啓 二	
工場環境管理委員会	工 場 長	本 部 憲 一	■ 廃棄物に関する検討 廃棄物の中間処理・焼却処理・適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。
	製 造 課 課 長	川 野 慎 一	
	製 造 課 課 長	谷 村 健	
	飼料事業部課長	平 野 孝 典	
	総 務 部 次 長	重 田 隆 良	
	商 品 課 課 長	満 富 祐 介	
	製 造 課 課 長	坂 下 隼 也	
	工 務 二 課 主 任	串 間 澄 夫	

■責任者及び管理組織の役割

統括責任者

- ① 葦の廃棄物管理規定の策定ならびに改廃
- ② 廃棄物処理に関する各種事項の決定ならびに承認

廃棄物担当

- ① 廃棄物処理計画の策定
- ② 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
- ③ 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握
- ④ 委託業者の調査・管理
- ⑤ 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理
- ⑥ 監督官庁への各種報告
- ⑦ 関連部署への協力体制の強化
- ⑧ 維持管理記録簿の管理
- ⑨ その他産業廃棄物処理に関する事項

■教育・研修

発生する廃棄物の種類、発生状況処理方法等留意事項を整理し、従業員に対し廃棄物関係法令、関係官庁の指導、方針を必要に応じ教育する。また必要に応じ廃棄物担当者を実務研修会に派遣する。

■情報の公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するために、廃棄物の発生、分別状況等について必要に応じ情報の公開に努める。また周辺住民に対しては、地域懇親会等の場で必要に応じ情報を公開し、相互の理解を深める。

【産業廃棄物の排出の抑制に関する事項】				
	現状（令和 6 年度）		計画（令和 7 年度）	
産業廃棄物の種類	排出量（t）	これまでに実施した取り組み	排出量（t）	今後実施する予定の取り組み
廃酸(焼酎粕)	24,026	中間処理（脱水）し、飼料化	25,000	引き続き中間処理後飼料化(自ら再生利用) する
汚泥類	5,662	中間処理（脱水）し、肥料化	6,000	引き続き中間処理後堆肥化(自ら再生利用) する
	154.2	委託再生処理	160	委託再生処理
廃プラスチック類	10.82	委託処理（管理型埋立）	20	委託処理（管理型埋立）
ガラスくず（再生）	6.7	委託再生処理	10	委託再生処理
有機性汚泥	16.50	委託再生処理	17	委託再生処理
混合廃棄物	19.37	委託処理（管理型埋立）	20	委託処理（管理型埋立）
ガラス・陶磁器くず（ガラスチュー	0.027	委託処理（焼却）	1	委託処理（焼却）
ガラス・陶磁器くず（茶瓶・ガロン	0.047	委託処理（焼却）	1	委託処理（焼却）
汚泥（薬品）	0.0055	委託処理（焼却）	1	委託処理（焼却）
廃アルカリ（N-MG染色液）	0.0015	委託処理（焼却）	1	委託処理（焼却）
廃プラスチック（容器）	0.019	委託処理（焼却）	1	委託処理（焼却）
廃酸(グルコース計廃液)	0.016	委託処理（焼却）	1	委託処理（焼却）
廃酸(特管)（COD測定廃液）	0.027	委託処理（焼却）	1	委託処理（焼却）
廃酸(特管)（ケルダール廃液）	0.1705	委託処理（焼却）	1	委託処理（焼却）
廃酸(特管)（亜硫酸測定廃液）	0.012	委託処理（焼却）	1	委託処理（焼却）
廃酸(薬品)	0.0039	委託処理（焼却）	1	委託処理（焼却）
廃油（特管）（アセトン廃液）	0.0375	委託処理（焼却）	1	委託処理（焼却）
排出量合計	29,896.5		31,238	

【産業廃棄物の処理の委託に関する事項】

	現状（令和 6 年度）						計画（令和 7 年度）					
産業廃棄物の種類	全処理委託量 (t)	優良認定 処理業者 への処理 委託量 (t)	再生利用 業者への 処理委託 量 (t)	認定熱回 収業者へ の 処理 委託量 (t)	認定熱回収業者以 外への熱回収を行 う業者への処理委 託量 (t)	これまでに 実施した取組	全処理委託量 (t)	優良認定 処理業者 への処理 委託量 (t)	再生利用 業者への 処理委託 量 (t)	認定熱回 収業者へ の 処理 委託量 (t)	認定熱回収業者以 外への熱回収を行 う業者への処理委 託量 (t)	今後実施する 予定の取組
汚泥類	154.2		154			自己中間処理できない 汚泥を委託	160		160			自己中間処理できない 汚泥を委託
廃プラスチック類	10.82					更なる工程内不良の減少	20					更なる工程内不良の減少
ガラスくず（再生）	6.73		7			分別を徹底し委託に よる再生利用	10		10			分別を徹底し委託に よる再生利用
有機性汚泥	16.50		16.5			自己中間処理できない 汚泥を委託	17		17			自己中間処理できない 汚泥を委託
混合廃棄物	19.37					更なる工程内不良の減少	20					更なる工程内不良の減少
ガラス・陶磁器くず （ガラスチューブ）	0.027					自己中間処理できない 薬品類を委託	1					自己中間処理できない 薬品類を委託
ガラス・陶磁器くず （茶瓶・ガロン瓶）	0.047					自己中間処理できない 薬品類を委託	1					自己中間処理できない 薬品類を委託
汚泥（薬品）	0.0055					自己中間処理できない 薬品類を委託	1					自己中間処理できない 薬品類を委託
廃アルカリ （N-MG染色液）	0.0015					自己中間処理できない 薬品類を委託	1					自己中間処理できない 薬品類を委託
廃プラスチック（容器）	0.019					自己中間処理できない 薬品類を委託	1					自己中間処理できない 薬品類を委託
廃酸（グルコース計廃液）	0.016					自己中間処理できない 薬品類を委託	1					自己中間処理できない 薬品類を委託
廃酸（特管） （COD測定廃液）	0.027					自己中間処理できない 薬品類を委託	1					自己中間処理できない 薬品類を委託
廃酸（特管） （ケルダール廃液）	0.1705					自己中間処理できない 薬品類を委託	1					自己中間処理できない 薬品類を委託
廃酸（特管） （亜硫酸測定廃液）	0.012					自己中間処理できない 薬品類を委託	1					自己中間処理できない 薬品類を委託
廃酸（薬品）	0.0039					自己中間処理できない 薬品類を委託	1					自己中間処理できない 薬品類を委託
廃油（特管） （アセトン廃液）	0.0375					自己中間処理できない 薬品を委託	1					自己中間処理できない 薬品を委託
合計	208		177				238		187			